

生徒会選挙規約

第 1 章 総則

第 1 条 本規約は生徒会会則第 8 章第 41 条による生徒会選挙規約である。

第 2 条 本規約の執行は選挙管理委員会が行い、次の役員を置く。

委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名

第 2 章 全会員による選挙

第 3 条 次の役員は全会員の投票により選挙される。

会長 1 名、副会長 1 名、書記局長 1 名、会計局長 1 名、生活委員長 1 名、
学芸委員長 1 名、代議員会議長 1 名、監査委員長 1 名

第 4 条 前条の役員選挙は前役員の任期満了の 7 日以内に行う。

第 5 条 第 3 条の候補者は告示された期日内に届け出しなければならない。

第 6 条 届け出の期日までに立候補者が定員に達しない時には、その欠員の分については別に告示する。

第 7 条 何人も同時に 2 つの立候補者になることはできない。

第 8 条 第 3 条の選挙において有効投票数の最高得票数を得た者を当選とする。
但し同数の得票者がいて定員を越えた場合は決選投票を行う。

第 9 条 第 3 条の役員選挙において立候補者が役員数、又は定員未満の場合は信任投票を行う。

第 10 条 第 3 条の役員選挙において定員数以上の立候補者のある時は、定員数だけ投票することができる。

第 11 条 信任投票においては全会員数の過半数を得た者を当選とする。

第 12 条 選挙管理委員会は選挙についての告示をしなければならない。

第 13 条 (開 票)

(1) (開票立会人) 開票立会人は立候補者の責任者とする。この代理になる場合は責任者の承認を必要とし、選挙管理委員長の承認を必要とする。

(2) (場所及び日時) 場所は選挙管理委員会が定める所とする。日時は投票終了後即時開票を行う。

(3) (開票管理者) 開票管理者は開票立会人の立会のもとに開票を行う。

(4) (無効投票) 次の投票は無効とする。

ア 正規の用紙を用いないもの。

イ 候補者でない者の氏名を記載したもの。

ウ 1 投票用紙中に 2 人以上の候補者の名もしくは氏を記載したもの。

エ 候補者の氏名の外、他の事を記載したもの。但し身分、住所又は敬称の類はこの限りでない。

オ 候補者の何人を記載したか確認し難いもの。

カ 信任か不信任かの記号が判別しがたいもの。

(5) 開票所には開票管理人及び開票立会人の他は入ることができない。

第 14 条 選挙運動

(1) 選挙運動は各選挙につき候補者の届出があった日から選挙の前日まででなければならない。

(2) 選挙管理委員会は在任中選挙運動をすることはできない。

(3)

ア 選挙運動のために使用する文書、図画は選挙管理委員会が認めたものに限る。

イ 選挙運動のために使用するポスターは校内以外は掲示できない。

ウ 選挙管理委員会は本条 3 項のア、イの規定に基づきこれに違反したものと認められた時は撤去させることができる。

(4) 各選挙において候補者は校内の放送設備を使用することが望ましい。

(5) 各選挙において選挙管理委員会は立会演説会を開かねばならない。

(6) 選挙管理委員会は各選挙につき候補者の氏名を選挙人に知らせねばならない。

(7) ポスターの枚数はその都度選挙管理委員会が決める。

第 15 条 候補者の責任者は 1 名とする。

第 16 条 立会演説会の際、応援弁士は責任者を兼ねて 1 名とする。

第 3 章 ホームルーム毎による選挙

第 17 条 各ホームルームは次の役員を選出する。

議長、副議長、書記、代議員、会計、選挙管理委員、監査、規律係 2 名、
学芸係 2 名、厚生係男女、体育係男女

第 18 条 前条の役員選挙は各ホームルームの選挙管理委員が行う。但し、選出方法は各ホームルームにおいて決定する。

第 19 条 各ホームルームの選挙管理委員は第 17 条の選挙で選ばれた各役員の名簿を選挙管理委員長に提出する。

第 4 章 クラブ委員長の選挙

第 20 条 クラブ委員長は各クラブ代表の中より互選され、その委員長は結果を選挙管理委員会に報告する。

第 5 章 リコール制

第 21 条 生徒会会則第 65 条によるリコールの請求があった場合には選挙管理委員会は直ちに信任投票を行う。

第 22 条 信任投票の結果欠員が生じた場合は直ちに補欠選挙を行う。

第 6 章 異議申立

第 23 条 各選挙において、その効力に関し異議のある選挙人又は候補者は選挙が行われた日から 10 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議の申し立てができる。

第 7 章 役員の変更

第 24 条 会長，副会長，書記局長，会計局長，生活委員長，学芸委員長，代議員会議長，監査委員長の欠員が生じた時は 10 日以内に選挙管理委員会は補欠選挙を行う。

第 25 条 ホームルームにおいて役員が変更した時は、直ちに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 26 条 本規約にいちじるしく違反した行動がある時は本委員会はその処置を講ずることができる。

第 27 条 本法の改正は代議員会の承認を必要とする。

付 則 この規程は平成 8 年 11 月一部改正する。

この規程は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。

この規程は令和 5 年 11 月一部改正する。